

神奈川県社会人クラブバドミントン連盟規約

第1章 名称及び事務所の所在地

第1条（名称）

この会を神奈川県社会人クラブバドミントン連盟（以下、本会と称する）と称する。

第2条（事務局の所在地）

本会の事務局を本会会長が指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本会は、神奈川県バドミントン協会との連絡を密にし、バドミントン競技の普及及び発展を共助し、併せて会員の体位向上と親睦の増進を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 神奈川県バドミントン協会との緊密化並びに協力。
2. 加盟クラブの指導育成等。
3. 各種競技会の開催並びに参加。
4. バドミントン競技に関する調査・研究。
5. 機関誌の発行。
6. その他、本会の目的を達成するのに必要な事項。

第3章 会員及び組織

第5条（会員）

第1項 本会は、神奈川県に在住又は在勤するアマチュアである社会人のクラブ（団体）をもって組織する。ただし、次の団体に所属する者を除く。

1. 実業団バドミントン連盟
2. 学生バドミントン連盟及び学籍者
3. 高等学校体育連盟バドミントン専門部及び学籍者
4. 中学校体育連盟バドミントン専門部及び学籍者

5. 教職員バドミントン連盟

6. レディースバドミントン連盟

(注) 学籍者とは、中学校・高校生・予備校生・大学生・大学院生

(修士及び博士課程を含む) 及び各夜間部在籍者

但し、専門学校生は除く

第2項 その他、既設の連盟・組織に所属していない者。

第6条 (入会及び登録)

第1項 本会に加入しようとする前条に掲げる者は、別に定める加入届に加盟金を添えて、理事会の承認を得なければならない。

第2項 本会の会員になろうとする個人は、前条のいずれかの団体を経由して登録するものとする。

加盟金及び登録料に関する規定は別に定める。

第7条 (除名)

第1項 クラブ(以下団体と称する)及び会員で、本会の名誉を棄損し趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

第2項 長期(全日程が終了するまで)に於いて会費未納のクラブは、これを除名することができる。

第3項 連続2季(同一年度内に限らず)全試合棄権の場合、除名扱いとする。

第4章 役員

第8条 (役員)

本会に、次の役員を置く。

| | | | |
|------|-----|------|-----|
| 会 長 | 1 名 | 常務理事 | 若干名 |
| 副会長 | 若干名 | 理 事 | 若干名 |
| 理事長 | 1 名 | 監 事 | 若干名 |
| 副理事長 | 若干名 | | |

第9条 (役員を選出)

第1項 会長・副会長は、理事会の議を経て総会で推挙する。

第2項 理事は、第5条の団体の代表者とする。

なお、会長推薦理事については、総会で承認されなければならない。

- 第3項 常務理事は、総会において理事の中からこれを選任する。
- 第4項 理事長・副理事長は、常務理事の互選による。
- 第5項 監事は、総会において選任し、理事を重任することはできない。

第10条 （役員職務）

- 第1項 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第2項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が生じたときは予め、会長の定めた順位により会長の職務を代行する。
- 第3項 理事長・副理事長は、常務理事会を組織し会長の命を受け、会務を処理する。
- 第4項 理事は、理事会を組織し事業の執行を計る。
- 第5項 監事は、本会の会計を監査する。

第11条 （任期及び補充）

- 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 補欠より就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 役員は、任期中であっても本会の名誉を棄損し、または目的趣旨に反する行動があったときには、理事会の議決を経て会長はこれを解任することができる。

第12条 （名誉会長及び顧問）

- 本会に名誉会長、顧問をおくことができる。
- 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 名誉会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じる。

第5章 会議

第13条 （会議の種類）

- 会議は、総会・常務理事会・理事会とし、本会の目的を達するために必要に応じ専門委員会を置くことができる。

第14条 （招集）

- 会議は、会長が招集し、理事長がすべての議長となる。
- なお、専門委員会においては、委員長が招集し、その議長となる。

第15条 （会議の開催）

総会は、毎年1回開催し、予算・決算・会則・その他重要視事項を議決する。

ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

総会は、会長・副会長・理事・監事で構成する。

理事会は、必要に応じて随時これを開く。

第16条 （各会議の成立条件）

会議の成立は、第8条の役員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第17条 （議決方法）

会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。

第18条 （理事会の権限）

理事会は、次の事項を決議する。

1. 総会に提出すべき事項。
2. 本会運営に関する事項。
3. 総会の議決で委任された事項。
4. その他、会長が必要と認める事項。

第19条 （監事の権限）

監事は、次の事項を監査する。

1. 会計の監査。

第6章 収入及び会計

第20条 （収入の種類）

本会の収入は、次の各号からなる。

1. 第6条に基づく加盟金・登録料及び年会費
2. 寄付金
3. 事業にともなう収入
4. 補助金
5. その他の収入

第21条 （特別会計）

本会は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第22条 （会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終わる。

第23条 （預貯金口座の所在地）

本会の預貯金口座の届出住所は、会長宅とする。

附 則

1. 専門委員会

本会の専門委員会は、次のとおりとし、理事会の諮問事項について協議・研究し、結果を答申する。また、委任事項についてはこれを執行する。

1. 総務委員委
2. 会計委員会
3. 広報委員会
4. 競技委員会
5. 審判委員会
6. 用具委員会

各委員会の委員長は、理事会の承認を経て常務理事がこれにあたる。
各会の委員は、会員の中より選出し、理事会の承認を得る。

■昭和56年2月15日施行

■平成2年4月3日改正

■平成7年4月4日改正

■平成16年4月12日改正

■平成27年4月7日改正

■平成31年4月10日改正